

令和 7 年 5 月成田市議会臨時会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
1	・ 成田市税賦課徴収条例（令和7年3月31日専決）	3
2	・ 成田市都市計画税条例（令和7年3月31日専決）	6
3	・ 成田市国民健康保険税条例（令和7年3月31日専決）	7

○議案第1号資料

・成田市税賦課徴収条例新旧対照表

現行	改正案
(種別割の税率) 第72条 略 (1) 略 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので総排気量が0.05リットルを超え, 0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第76条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力	(種別割の税率) 第72条 略 (1) 略 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので総排気量が0.05リットルを超え, 0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので, 総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 二輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第76条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力(第72条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては, 原動機の総排気量及び最高出力)

現行	改正案
(6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第77条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。), 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)</u>を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>を提示するとともに</u>, 次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略	(6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第77条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。), 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)</u>を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)</u>が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)<u>を提示するとともに</u>, 次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略

現行	改正案
(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) 略 3・4 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合) 第10条の2 略 2～14 略 15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 17 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 19・20 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略	(5) 運転免許証又は<u>道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)</u>の番号、運転免許の年月日、<u>運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) 略 3 前項の場合において、<u>免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> 4・5 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合) 第10条の2 略 2～14 略 15 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 16 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 17 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 18 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 19・20 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略

現行	改正案
14・15 略	14 市長は、<u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> 15・16 略

○議案第2号資料

・成田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 (<u>法附則第15条第37項</u>に規定する条例で定める割合) 3 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合) 4 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合) 5 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第	附 則 (<u>法附則第15条第36項</u>に規定する条例で定める割合) 3 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第37項</u>に規定する条例で定める割合) 4 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第41項</u>に規定する条例で定める割合) 5 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第

現行	改正案
45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

○議案第3号資料

・成田市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
(国民健康保険税の減額) 第21条 略 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000</u>円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、	(国民健康保険税の減額) 第21条 略 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000</u>円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、

現行	改正案
43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000</u>円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前各号に該当する者を除く。) ア～エ 略 2・3 略	43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前各号に該当する者を除く。) ア～エ 略 2・3 略